

GPN-GL20「電力」契約ガイドライン

GPN-GL20「電力」契約ガイドライン

1. 対象の範囲

このガイドラインは、電力プランを契約する際に環境面で考慮すべき重要な観点をリストアップしたものです。

2. ガイドライン¹

電力プランの契約にあたっては、以下の事項を考慮し、できるだけ環境や社会への負荷の小さいサービスを選択します。

- 1) 電力を調達するための方針を有する小売電気事業者が販売するプランであること
- 2) 電源構成及び再エネの種類を開示していること
- 3) 再生可能エネルギー（FIT、FIPを含む）による電気の割合が高いこと
- 4) 運転開始から長期間を経過していない再生可能エネルギーの発電設備による電力であること
- 5) 持続可能な発電方法で発電された電力であること
 - ①発電設備周辺の生物多様性や環境保全、地域住民の生活環境へ配慮されていること
 - ②発電燃料（原材料）の持続可能性が確認されていること
 - ③発電燃料（原材料）調達先の生態系や地域住民の社会的影響と人権が配慮されていること
- 6) CO₂排出係数（調整前／調整後／メニュー別）が低いこと
- 7) 原子力発電による電気の割合が低いこと

3. 情報提供項目

- 持続可能な経営に取り組む小売電気事業者が販売するプランであること
- 地域や市民による再生可能エネルギー発電設備を重視している事業者であること

※このガイドラインは社会状況の変化や新たな知見によって必要に応じて改訂されます。

2018年3月22日制定

2024年11月28日制定

グリーン購入ネットワーク

¹ 環境負荷削減の観点から重要な取り組みで、製品を選択するときに優先的に考慮すべき事項。

＜ガイドラインの背景説明＞

1) 電力を調達するための方針を有する小売電気事業者が販売するプランであること

環境配慮型製品を設計・生産するために、原材料の調達方針を策定し、原料産出地までのトレーサビリティを高め、原料採取における環境配慮や生産地の労働者の人権配慮等に取り組む企業が増えてきています。

再生可能エネルギーによって発電された電力であったとしても、発電設備の建設による周辺の自然環境や地域住民への影響等が考えられます。小売電気事業者は、周辺の自然環境や地域住民への影響等を考慮した電力を調達することが必要です。

トラッキング技術の進歩により、発電所を特定した電力調達が可能となってきました。トレーサビリティという観点から、小売電気事業者は、電力を調達するための環境配慮方針を開示するとともに、発電地域や周辺環境への配慮に関する情報を開示することが求められます。

(基本原則 3 に対応)

2) 電源構成及び再エネの種類を開示していること

消費者が小売電気事業者や電力プランを選択する際、価格だけでなく環境面や社会面への取り組みを考慮し選択するためには、小売電気事業者や電力プランの電源構成や再エネの種類と比率、非化石証書の使用状況等の情報が参考となります。

経済産業省では、「電力の小売営業に関する指針」の中で、小売電気事業者が電源構成や発電所の立地地域、非化石証書の使用状況等の情報を開示することを求めています。同指針に沿って小売電気事業者が開示した情報を参考に電力プランを選択することが大切です。

(基本原則 3 に対応)

3) 再生可能エネルギー (FIT、FIP を含む) による電気の割合が高いこと。

消費者が小売電気事業者から購入する電気は、天然ガス・石油・石炭などの化石燃料を使用する火力発電、原子力発電、そして再生可能エネルギーによる発電などで作られています。

再生可能エネルギーは、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど自然の資源から作られるエネルギーを指します。主に国内に存在する資源を利用した国産エネルギーで、枯渇せず、発電時に地球温暖化の原因となる CO₂ を排出せず、巨大事故をもたらない安全なエネルギーと言えます。さらに日本のいたるところで発電が可能で、地域分散性があることも特徴のひとつです。地域を主体とした再生可能エネルギーの導入拡大により、地域内の経済循環が生まれ、新しく雇用が創出されるという経済対策としての効果もあります。

消費者が小売電気事業者から購入する電気には、FIT 制度や FIP 制度によって発電される電気の他、再エネ発電設備から供給される電気や、個人や企業が自家消費のために再エネ発電設備を所有し、余剰電力を送配電網に供給する電気等が含まれます。

これらの電気は発電設備から一般の送配電網を通じて供給されるため、消費者が使う電気が再エネかどうかの区別は難しいですが、小売電気事業者は、事業者全体や電力プランごとに電源構成を開示することとなっています。

日本では、2009 年に制定された「エネルギー供給構造高度化法（以下、高度化法）」では、年間販売電力量 5 億 kWh 以上の小売電気事業者に「2030 年度に非化石電源比率を 44%以上にする」ことが目標として定められています。非化石電源には原子力発電も含まれますが、再生可能エネルギー (FIT、

FIPを含む) による電気の割合が高い小売電気事業者や電力プランを選ぶことで、日本全体で、新たな再エネ発電設備の設置や再エネ電力供給能力の向上につながります。

(基本原則 2-2 に対応)

4) 運転開始から長期間を経過していない再生可能エネルギーの発電設備による電力であること

日本はパリ協定に基づく温室効果ガスの削減目標(2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減する)を達成し、さらに 2050 年までにカーボンニュートラルに到達するためには、既存の再エネ発電設備を維持更新するとともに、再エネ発電設備を大幅に増やし、発電時の温室効果ガスの削減につなげる必要があります。

事業活動で消費するエネルギーを 100%再生可能エネルギーで調達することを目標とする国際的イニシアチブである RE100 は、世界的に再エネ発電設備を増やすために、RE100 加盟企業が 2024 年 1 月以降に使用する電力は、15 年未満の発電設備からの電力であることを求めています。運転開始から長期間を経過していない再生可能エネルギーの発電設備による電力を優先的に調達することで、再エネ発電設備の新增設を促すねらいです。

15 年以上経過した発電設備が発電する電力も再エネであることには変わりありませんし、RE100 に加盟していない企業や団体、個人が電力プランを選ぶときに、15 年未満の発電設備からの電力であることに縛られる必要はありませんが、再エネ発電設備の新增設を促すためには、運転開始から長期間を経過していない再生可能エネルギーの発電設備による電力であることを考慮することが大切です。

(基本原則 2-2 に対応)

5) 持続可能な発電方法で発電された電力であること

①発電設備周辺の生物多様性や環境保全、地域住民の生活環境へ配慮されていること

再生可能エネルギーの持続可能性とは、環境面・社会面に配慮することです。発電設備の建設方法によっては、森林減少や土壌流出、生物多様性の喪失や生態系の劣化等、周辺の環境保全を損なう可能性があります。欧州には、発電設備の敷地内の植生を工夫し、生物多様性を増進させる発電事業者の例もあり、日本でも参考にすることができます。また、太陽光パネルが太陽光を反射することによる光害や風力発電の羽根による風切り音等、地域住民の生活環境へ影響を与える事例もあります。そのため、大規模な生態系や自然環境・景観の破壊を伴わない燃料・設備であることや、燃料の採取、設備の設置や運営において地域(当該および周辺の自治体や住民)の合意を得ていることが求められます。

近年では、土地の有効利用や農業の維持・促進、安定した収入源の確保等の観点から、農業と発電を同時に行える仕組みとして、営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)も徐々に広がってきています。

発電事業者には、電気事業法関連の他に建築物・工作物建築確認、道路法、電波法、航空法、騒音規制法、振動規制法、森林法、砂防法、自然環境保全法、農地法、文化財保護法などの法令に設備が適合していることが求められます。発電方法や発電設備の設置地域によっては、水質汚濁防止法や悪臭防止法、大気汚染防止法に適合していること、国立公園法や鳥獣保護法(鳥獣保護区)、種の保存法(生息地等保護区)を遵守していることの確認も必要となります。発電事業者は、適確な手続きを取ることに加え、ウェブサイト等を通じて、周辺の環境保全や地域住民の生活環境への配慮に関する情報開示が求められ、小売電気事業者には、どのような発電設備から電力を調達しているのかの情報開示が期待されます。

②発電燃料（原材料）の持続可能性が確認されていること

バイオマス発電については、CO₂ を吸収・固定化したバイオマス資源を燃料とすることから、燃焼させても GHG 増加につながらないという理解も多くありますが、採取する原材料の合法性や持続可能性、発電時だけでなく、輸送等を含めたライフサイクル全体で GHG 増加につながっていないことが確認されていることが大切です。

資源エネルギー庁は、「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」を策定し、再生可能エネルギー発電事業者が再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則に基づき遵守が求められる事項、及び法目的に沿った適正な事業実施のために推奨される事項の考え方をまとめています。同ガイドラインでは、燃料調達計画策定時だけでなく、バイオマス発電の運転開始後においても、ライフサイクル GHG の算定や使用するバイオマス燃料のライフサイクル GHG を担保している第三者認証スキームの名称を自社のホームページ等で情報公開すること等が求められています。

小売電力事業者においても、バイオマス発電によるグリーン電力証書の販売においては、発電燃料（原材料）の持続可能性が確認されたバイオマス発電由来であることを確認することが必要です。

③原料調達先の生態系や地域住民の社会的影響と人権が配慮されていること

バイオマス発電用の燃料、および発電設備製造時に使用される鉱物資源を生産する際に、調達先の社会や生態系に悪影響を及ぼす場合があります。児童労働や労働者の安全や適切な労働条件等、人権問題が発生していないかという点にも注意する必要があります。

（基本原則 2-3、2-9、3-3 に対応）

6）CO₂排出係数（基礎／調整後／メニュー別）が低いこと

消費者が小売電気事業者から電気を購入して使う際には、その事業者自らの電源で発電した電気や外部から調達した様々な種類の発電方式の電源の電気が混ざって供給されます。

その中で、小売電気事業者の取り組みを評価する指標の一つとして「排出係数」があります。小売電気事業者は、供給した電気の発電に伴う温室効果ガスの排出量を供給した電力量で割って算出する「基礎排出係数」の他、「調整後排出係数」、「メニュー別排出係数」を毎年算定し、公表することとなっています。

3つの排出係数にはそれぞれ算出方法に特徴があり、温室効果ガス排出抑制対策（温対法）に基づく報告や GHG プロトコルにおける Scope2 の算定等、報告や算定の目的に応じて利用する排出係数が異なります。排出係数の算定方法が複雑であることや目的に応じて利用する排出係数が異なることは、環境負荷の小さい電力を選びやすくするうえでの課題であると言えますが、法律や外部のイニシアチブに対応した排出係数を参照し、排出係数の低い電力プランを選ぶことが大切です。

（基本原則 2-2 に対応）

7）原子力発電による電気の割合が低いこと

原子力発電については、発電時の温室効果ガスの排出係数は少なくなりますが、使用済み核廃棄物の処理など多くの問題が未解決です。原子力発電を行えば必ず核廃棄物が出ます。核廃棄物のうち、高レベル放射性廃棄物は、強い放射線を出し、その放射能レベルが十分低くなるまでには非常に長い時間がかかります。そのため、数万年以上にわたり人間の生活環境から遠ざけ、管理する必要があります。日本では「地層処分」を計画していますが見通しは立っていません。現在は青森県六ヶ所村の

高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターに運ばれ、冷却のため一時貯蔵されるなどしています。

(基本原則 2-1、2-8 に対応)

<情報提供項目の背景説明>

○持続可能な経営に取り組む小売電気事業者が販売するプランであること

日本は火力発電のためのエネルギー資源をほとんど輸入に依存しており、世界的な原油価格や天然ガス価格の上昇が直に電気料金に影響します。特に近年の国際情勢の影響で、天然ガス等の価格が上昇しています。

2016 年電力小売り自由化を機に、多くの小売電気事業者が市場へ参入し、さまざまな電力プランの販売を行ってきましたが、エネルギー価格の高騰等により日本卸電力取引所（JEPX）の取引価格も高騰しました。その結果、自社電源を持たず、JEPX から電力を仕入れる割合の多い小売電気事業者の中には、取引価格高騰の影響を受け、新規契約の受付停止や事業撤退、倒産等に追い込まれる事業者も多数いました。それらの小売電気事業者が販売する再エネプランを契約する消費者は、契約する小売電気事業者の変更を余儀なくされ、CO₂ 排出係数の悪い契約に変更せざるを得なくなったり、継続的に再エネ電力を調達できなくなったりする事例もあります。

持続可能な経営に取り組む小売電気事業者かを適切に判別することは難しいですが、小売電気事業者が自社電源を多く保有していることも参考になります。

(基本原則 3 に対応)

○地域や市民による再生可能エネルギー発電設備を重視している事業者であること

日本でも欧州の仕組みを取り入れた市民出資による市民風車や、地方自治体や企業の自主的な取り組みを国が補助金で支援する形の再生可能エネルギー事業が少しずつ広がっています。

東日本大震災以降は特に、各地域でエネルギーの重要性が再認識され、大手電力会社のみに頼ってきた状況を見直し、地域分散型のエネルギー自治を地域が主体になって目指す動きが活発になっています。この動きは大規模な再生可能エネルギー事業が進む欧州で先行して始まり、世界風力エネルギー協会（WWEA）が「コミュニティパワー」という概念を提唱しています²。コミュニティパワー三原則では、地域のオーナーシップ（所有権）、地域の決定権、地域への便益配分などが重視されていますが、このような地域エネルギー事業が全国各地でスタートしています。

適正な規模の地域エネルギー事業を地域の関係者や企業が主体となって進めることで、地域への経済効果（便益）や雇用が期待出来ます。地域の活性化に注目した自治体では、この様な「ご当地」の地域エネルギーを積極的に支援するようになってきています。都市部においても、市民が連携して小規模な都市型の地域エネルギー事業を行う取り組みが多く、市民が参加する市民電力という形で広がっているほか、農家が農業を補完する形で、太陽光発電（ソーラーシェアリング）を行ったり、地域の林業者が木質バイオマスエネルギーの活用に取り組んだりするなど、一次産業との連携も活発になっています。

(基本原則 3 に対応)

² 第 1 回世界ご当地エネルギー会議 <http://www.wcpc2016.jp/>

<ガイドラインの新旧対応表>

	ガイドライン（2024 年改定）	旧ガイドライン（2018 年策定）	改訂内容
ガイドライン	1) 電力を調達するための方針を有する小売電気事業者が販売するプランであること		新規追加
	2) 電源構成及び再エネの種類を開示していること		新規追加
	3) 再生可能エネルギー（FIT、FIP を含む）による電気の割合が高いこと	1) 再生可能エネルギー(FIT＝固定価格買取制度によるものを含む)による電気の割合が高いこと	変更あり
	4) 運転開始から長期間を経過していない再生可能エネルギーの発電設備による電力であること		新規追加
	5) 持続可能な発電方法で発電された電力であること ①発電設備周辺の生物多様性や環境保全、地域住民の生活環境へ配慮されていること ②発電燃料（原材料）の持続可能性が確認されていること ③発電燃料（原材料）調達先の生態系や地域住民の社会的影響と人権が配慮されていること	2) 再生可能エネルギーの中でも、より持続可能性に配慮した発電方法であること	変更あり
	6) CO ₂ 排出係数（調整前／調整後／メニュー別）が低いこと	3) CO ₂ 排出係数(調整前／調整後)が低いこと	変更あり
	7) 原子力発電による電気の割合が低いこと	4) 原子力発電による電気の割合が低いこと	変更なし
情報提供項目	○持続可能な経営に取り組む小売電気事業者が販売するプランであること		新規追加
	○地域や市民による再生可能エネルギー発電設備を重視している事業者であること	○地域や市民による再生可能エネルギー発電設備を重視している事業者であること	変更なし

エコ商品ねっと登録フォーマット

電力

1. 掲載条件

以下の条件の両方を満たす電力プランであること

- ①調整後排出係数が、環境配慮契約法（電気の供給契約）における閾値（0.600kg-CO₂/kWh）を満たす小売電気事業者であること
- ②再エネプランをもつ小売電気事業者であること

2. 登録フォーマット

(1) 基礎情報

事業者名	電力プランを販売する（ブランド名を持つ）小売電気事業者の名称 ※他社の電力プランを自社ブランドで販売する場合は登録できません。
商品名	販売する電力プランの名称 文字数：110 文字
電力プランに関する 環境配慮特記事項	電力プランの環境配慮内容の特徴や概要について記載してください。 300 文字以内で記載する。 ※特にない場合は、「特になし」と記載する。
小売対象地域	供給可能な地域を記載してください。 記入例：北海道電力、東北電力、北陸電力、東京電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力の管内 文字数：110 文字
小売対象規模（特別高圧、 高圧事業所、低圧事業所、 低圧一般家庭）	電力プランの対象規模を記載してください。 記入例：特別高圧、高圧事業所、低圧事業所、低圧一般家庭 文字数：110 文字

(2) ガイドライン2、3、6、情報提供項目1に関する項目

CO ₂ 排出係数(前年度実績・ 事業者全体)	事業者全体の 1kwh あたりの CO ₂ 排出係数（基礎排出係数、調整後排出係数）が記載されています（前年度実績）。 記入例：2022 年度実績 0.000151（基礎）、0.000429（調整後） ※小数第 6 位まで入力可能。
CO ₂ 排出係数(前年度実績・ プラン)	電力プランの 1kwh あたりの CO ₂ 排出係数（調整後排出係数）を記載してください（前年度実績）。 記入例：2022 年度実績 0.000353（調整後） ※小数第 6 位まで入力可能。
発電種類・割合（事業者全体）	事業者全体の発電種類・割合を公表している自社ウェブサイトの URL を記載してください（前年度実績と当年度計画の両方）。
発電種類・割合（プラン）	電力プランの発電種類・割合を公表している自社ウェブサイトの URL を記載してください（前年度実績と当年度計画の両方）。

自社電源比率(事業者全体)	事業者全体の自社電源比率(%)を記載してください(前年度実績と当年度計画の両方)。 記入例: 10% (2022 年度実績、14% (2024 年度計画)) 文字数: 110 文字
自社電源比率(プラン)	電力プランの自社電源比率(%)を記載してください(前年度実績と当年度計画の両方)。 記入例: 40% (2022 年度実績、50% (2024 年度目標)) 文字数: 110 文字
再エネ導入率(プラン)	電力プランの再エネ導入率(FIT 分や非化石価値証書分も併記)を記載してください(前年度実績と当年度計画の両方)。 記入例: 30% (FIT は 10%、非化石価値証書分は 10%) (2022 年度実績) 45% (FIT は 45%、非化石価値証書分は 45%) (2024 年度計画) 文字数: 110 文字

(3) ガイドライン4に関する項目

15 年未満の発電設備からの電力の割合(プラン)	電力プランに占める、15 年未満の発電設備からの電力の割合について記載してください ※15 年未満の発電設備からの電力が含まれない場合は「なし」と記載する。 文字数: 110 文字
--------------------------	--

(2) ガイドライン1に関する項目

調達方針	発電事業者から電力を調達する際の調達方針の有無 [○]: 方針あり [未]: 方針未策定
調達方針 URL	調達方針を策定し、公表している場合は、ウェブサイトの URL を記載してください。

(4) ガイドライン5に関する項目

周辺の環境保全や地域住民の生活環境、地域住民の社会的影響と人権等に関する発電事業者への確認	周辺の環境保全や地域住民の生活環境、地域住民の社会的影響と人権等に関する発電事業者への確認 [◎]: 発電事業者へ定期的に確認している [○]: 発電事業者へ契約時に確認している [ー]: 確認していない
発電事業者への確認に関する特記事項	「発電事業者への確認」方法や内容等について、アピールしたいことを記載してください。 ※特にない場合は、「特になし」と記載します。 文字数: 300 文字
バイオマス(種類) ※複数選択可	電源構成にバイオマス発電が含まれる場合、原料となるバイオマスの種類を選択する(複数選択可)。 [1]: 木質系(間伐材、建築廃材系木材など)

	[2]：農業・畜産・水産系 [3]：食品産業系 [4]：生活系（下水汚泥・厨芥等） [5]：指定なし [6]：バイオマスを含んでいない
持続可能な発電方法に関する特記事項	供給している電力について（複数選択可）。 [1]：合法性、持続可能性が証明された木質バイオマスを用いている [2]：加工・流通時には、発電用途以外の木質バイオマスと混合することなく分別管理された木質バイオマスを用いている [3]：農産物由来バイオマスのトレーサビリティを確認している [4]：食用ではない農産物由来バイオマスであることが証明できる [5]：周辺住民の生活環境へ配慮し、大規模な森林伐採や土地改変をともしない地域の合意を得た太陽光発電である [6]：生態系や周辺住民の生活環境へ配慮し、地域の合意を得た風力発電である [7]：大規模水力発電のためのダム新設を行っていない [8]：地域の合意を得ている地熱発電である（地熱ありの場合） [9]：その他自由記述（ ）
バイオマス種類や持続可能性の確認等に関する特記事項	バイオマスの種類や調達方法、持続可能性の確認等について、アピールしたいことがある場合は、300 文字以内で記載する。 ※特になし場合は、「特になし」と記載する

（6）ガイドライン7に関する項目

原子力発電割合（事業者全体）	原子力発電割合（前年度実績）を記載してください。 ※原子力発電が含まれない場合は、「なし」と記載します。 文字数：110 文字
----------------	---

（7）情報提供項目2に関する項目

特定の地域や市民による再生可能エネルギー発電設備を重視している	重視している地域名と具体的な発電所名を記載してください。 文字数：110 文字
---------------------------------	--

（8）その他の項目

発電地域	電力プランに占める電力の発電地域を特定できる場合は、発電地域を記載してください。 記入例：青森県〇〇市 文字数：110 文字
その他の環境配慮事項（事業者としての環境マネジメントシステムへの取組、CSR など）	環境配慮事項について、特にアピールしたいことがある場合に記載してください。EMS 取得や環境ラベルの取得状況を記載することができます。 特記事項がない場合は「特になし」と入力します。 ※特記事項は、JIS Q 14021 の「5.3 あいまい又は特定されない主張」に準拠すること。文字数制限：110 文字

3. 分類

No	分類
1	電力

4. 表示順序

- ・再エネ率（％）の高い順に表示されます。